

省 令

○外務省令第十一号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十日

外務大臣 河野 太郎

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表に改正し、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表（第一条関係） 【略】 大洋州地域 【略】 ヌクアロファ（トンガ） ポートビラ（バヌアツ） 【略】 中南米地域 【略】 リオデジャネイロ（ブラジル） レンフェ（ブラジル） 【略】	別表（第一条） 【同上】 大洋州地域 【同上】 ヌクアロファ（トンガ） 【加える。】 【同上】 中南米地域 【同上】 リオデジャネイロ（ブラジル） 【加える。】 【同上】

備考 表中の【】の記載は注記である。

附 則

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第三百三十三号

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十九号）の施行に伴い、児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（傍線部分は改正部分）
児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第三十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（接近禁止命令） 第三条 都道府県知事又は児童相談所長が法第十二条の四第一項の規定に基づき命令をする場合における期間は、初日を含めて六月を超えない期間とする。	（接近禁止命令） 第三条 都道府県知事が法第十二条の四第一項の規定に基づき命令をする場合における期間は、初日を含めて六月を超えない期間とする。

（接近禁止命令の取消し）

第五条 都道府県知事又は児童相談所長は、

法第十二条の四第六項の規定に基づき同条第一項の規定による命令を取り消そうとするときは、命令を受けた保護者に対し、当該命令を取り消す理由となつた事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地、当該命令に係る児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 (略)

(延長者等の特例)

第八条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という）、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という）及び延長者の監護者がその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第六条の規定を適用する。

2 (略)

一、四 (略)

2 延長者又は児童福祉法第三十三条第十項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項に

（接近禁止命令の取消し）

第五条 都道府県知事は、法第十二条の四第六項の規定に基づき同条第一項の規定による命令を取り消そうとするときは、命令を受けた保護者に対し、当該命令を取り消す理由となつた事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）、当該命令に係る児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 (略)

(延長者等の特例)

第八条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という）、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という）及び延長者の監護者がその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第三条から第六条までの規定を適用する。

2 (略)

一、四 (略)

2 延長者又は児童福祉法第三十三条第八項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項に

において「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第八項から第十一項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第二条から第五条まで及び第七条の規定を適用する。

一〇四 (略)

この省令は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月二日）から施行する。

規 則

則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七〇〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次
 人事院規則一七〇〇（管理職員等の範囲）の一部改正に
 平成二十九年十二月二十日 人事院総裁職務代行
 人事官 吉田 耕三

人事院規則一七〇一（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則
 人事院規則一七〇一（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。
 別表総務省の内部部局の項中「評価監視官」を「行政相談管理官」に改め、「行政相談業務室長」及び「管理室長 情報通信経済室長」を削り、「国際展開支援室長」を「国際展開支援室長 総合通信管理室長 情報通信経済室長」に、「情報通信政策課、情報流通行政局総務課」を「国際政策課、情報流通行政局総務課、情報通信政策課」に改め、同部管区行政評価局の項中「部長」を「部長 地域総括評価官」に改め、「総務管理官」及び「行政評価分室長」を削り、同部行政評価局の項中「部長 部次長」を「総務行政相談管理官 地域総括評価官 部長」に改め、同部行政評価別表農林水産省の内部部局の項中「生産推進室長 米穀貿易企画室長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十九年八月三十一日」を「平成二十九年十一月三十日」に改める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

示

○金融庁告示第四十七号
 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の三第四号ロの規定に基づき、金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件（平成二十二年金融庁告示第四十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。
 平成二十九年十二月二十日 金融庁長官 森 信親

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の三第四号ロに規定する金融庁長官が指定する外国の金融商品取引所を次のように指定し、平成二十二年四月一日から適用する。 一 次に掲げる外国の金融商品取引所（欧州委員会（European Commission）の金融商品市場指令（Directive 2004/39/EC of the European Parliament and of the Council）第四十七条の規定により欧州委員会が公表した規制市場（regulated market）を運営する場合における当該外国の金融商品取引所に限る。） 「イ」ホ 略 「イ」ホ 略 ユーロネクストアムステルダム ユーロネクストバリ ユーロネクストブリュッセル 「リ」ヲ 略 二 アメリカ合衆国の千九百三十四年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第六条の規定により米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）に登録されている外国の金融商品取引所のうち次に掲げるもの イ ニューヨークストックエクスチェンジ ロ 略 ハ シービーオーイーグローバルマーケット ツ ユーエスエケイティーズ 「三」十一 略	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の三第四号ロに規定する金融庁長官が指定する外国の金融商品取引所を次のように指定し、平成二十二年四月一日から適用する。 一 「同上」 「イ」ホ 同上 「イ」ホ 同上 ユーロネクストアムステルダム ユーロネクストブリュッセル ニューヨークストックエクスチェンジ ユーロネクストバリ ニューヨークストックエクスチェンジ ユーロネクストブリュッセル 「リ」ヲ 同上 二 「同上」 イ ニューヨークストックエクスチェンジ ユーロネクスト ロ 「同上」 「号の細分を加える。」 「三」十一 同上

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。